

浜 こ 幼 号 外  
令 和 2 年 4 月 8 日

保護者 各位

浜松市こども家庭部幼児教育・保育課

新型コロナウイルス感染症対策における家庭保育の御協力について

日ごろ、教育・保育活動の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、4月10日から5月6日まで、全公立小中学校を一斉休校することになりましたが、認定こども園・保育所・地域型保育事業におきましては、下記の通り対応させていただきますので、保護者の皆様の御協力をお願いいたします。

記

1 保育園の開所について

保育園は、保護者の就労等により、保育が必要なお子様に保育を提供しており、家に一人でいることができない年齢のお子様を利用するものであることから感染症対策を徹底した上で、引き続き開所します。

2 家庭保育への協力依頼について

5月6日(水)までの間は、保護者が家庭で保育できる場合など、可能な範囲で家庭での保育に御協力をいただきますようお願いいたします。

3 登園に当たっての留意事項

- (1) 登園前に、必ず家族が園児の体温を計測してください。
- (2) 送迎する保護者の方もマスクの着用を心掛けてください。

4 園児に風邪の症状がみられる場合の対応

- (1) 発熱（37.5 度以上）や呼吸器症状が認められる場合には、保育園の利用をお断りさせていただきますこととなります。
- (2) 登園後、園児本人から体調不良の申し出があり、風邪の症状がある場合については、症状が改善されるまで自宅で休養していただくようお願いいたします。

5 感染症予防対策

- (1) 日常生活における手洗い・うがい・換気を徹底しましょう。
- (2) 不要不急の外出を控えましょう。規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベントには、できる限り行かないようにしましょう。

## 6 感染拡大や危険の増加に伴う措置について

利用児童や施設の職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、施設の全部又は一部の休園を行うこともありますので、ご了承ください。

感染状況は、刻一刻と変化しています。今後も新たな感染予防対策を講じる場合には御協力いただくとともに、保護者様には、当面の間、御負担をおかけすることとなりますが、何卒御理解・御協力をお願いいたします。

## 7 臨時休園への対応

園児及び教職員等に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合は、保健所の判断に基づく要請を受け、園の全部又は一部の臨時休園を行います。なお、臨時休園時においても不要不急の外出を避け、感染拡大防止に努めていただきます。臨時休園とする期間については、保健所の指導助言のもと決定します。

なお、保健所の要請がない場合であっても、感染症の予防上必要があるときは、必要な臨時休園の措置をとることがあります。その場合、休園に伴う保護者への影響等に十分配慮し、必要に応じて保健所と相談の上、判断します。

### 【参考】0～2歳児の利用者負担額(保育料)の免除について

新型コロナウイルス感染症対策のために児童を家庭保育するなど、登園しなかった場合の利用者負担額(保育料)を登園日数に応じた負担額に免除(減額)します(日割り計算)。

令和2年3月30日付けでご案内を各施設あて送付していますので、御確認ください。

※具体的な手続きについて、各園を通じて別途お知らせします。

浜松市こども家庭部幼児教育・保育課

TEL:053-457-2117・2118

FAX:053-457-2039